

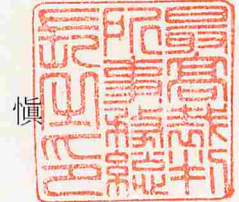
最高裁秘書第2128号

令和3年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年4月5日付け（同月7日受付，第030046号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年12月11日付け最高裁人任第1798号人事局長通知「判事補海外留学研究員の選考について」（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁人任第1798号

(人ろ-15)

令和2年12月11日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 徳岡 治

判事補海外留学研究員の選考について（通知）

標記の選考を別紙の要領により行うこととなりましたから、所属の判事補に周知させるとともに、応募者に別紙様式による応募者調書の電子データを提出させ、これを令和3年1月18日（月）までに電子メールにより送付してください。また、外部機関実施の語学試験の試験結果成績表の写しを令和3年6月21日（月）までに送付してください。

なお、応募者調書を提出した判事補が異動した場合には、速やかに異動後の所属庁の長（異動後の所属庁が最高裁判所の場合は、人事局長）へ応募者調書の電子データを送付してください。

おって、昨年度募集の判事補海外留学研究員の選考に応募した者は、別紙の要領の第2記載の応募資格に該当するか否かにかかわらず、標記の選考の応募者として取り扱われます。これらの者に応募者調書及び選考資料を提出させる必要はありませんが、語学試験の試験結果成績表が追加提出された場合には、その写しを上記期限までに送付してください。

(別紙)

判事補海外留学研究員選考要領

第1 募集人員，研究内容等

1 募集人員

35人程度

2 派遣先及び研究内容

(1) 最高裁判所が直接実施する留学制度（以下「裁判所の留学制度」という。）

ア 大学等への派遣

(ア) 近年の主な派遣先

バンダービルト大学（米国・テネシー州ナッシュビル）

カリフォルニア大学デービス校（米国・カリフォルニア州デービス）

ジョージタウン大学（米国・ワシントンD. C.）

ジョージワシントン大学（米国・ワシントンD. C.）

スタンフォード大学（米国・カリフォルニア州スタンフォード）

デューク大学（米国・ノースカロライナ州ダーラム）

ノートルデイム大学（米国・インディアナ州サウスベンド）

ワシントン大学（米国・ワシントン州シアトル）

ワシントン大学セントルイス校（米国・ミズーリ州セントルイス）

ウォリック大学（英国（イングランド）・ウォリックシャー州コベントリー）

カーディフ大学（英国（ウェールズ）・カーディフ）

レスター大学（英国（イングランド）・レスターシャー州レスター）

トロント大学（カナダ・オンタリオ州トロント）

ブリティッシュコロンビア大学（カナダ・ブリティッシュコロンビア州バンクーバー）

メルボルン大学（オーストラリア・ビクトリア州メルボルン）

シドニー大学（オーストラリア・ニューサウスウェールズ州シドニー）
ミュンヘン知的財産法センター（ドイツ・バイエルン州ミュンヘン（た
だし、英語による受験者を派遣））

ルーベン大学（ベルギー・フレミッシュ＝ブラバント州ルーベン（た
だし、英語による受験者を派遣））

(イ) 派遣期間

令和4年7月頃から令和5年6月頃までの1年間（ミュンヘン知的財
産法センターの場合は、令和4年9月頃から令和5年8月頃までの1年
間）

(ウ) 研究内容

研究員は、1年間の派遣期間中、特定の研究テーマにつき大学等にお
いて大学院修士課程に相当する研究を行うとともに（ミュンヘン知的財
産法センターにおいては修士号を取得することも可能である。）、裁判
所等において司法運営の実際の調査及び研究をする。

イ 裁判所への派遣

(ア) 近年の主な派遣先

米国の次の裁判所等

ニュージャージー州トレントン

ジョージア州アトランタ

アリゾナ州フェニックス

バージニア州ウィリアムズバーグ

英国の裁判所

ドイツの裁判所

フランスの裁判所

(イ) 派遣期間

令和4年7月頃から令和5年6月頃までの1年間

(ウ) 研究内容

研究員は、1年間の派遣期間中、裁判所等において司法運営の実際の調査及び研究をする（派遣先によっては、大学における研究も併せて行うことが可能である。）。

(2) 人事院の行政官長期在外研究員制度による留学制度（以下「人事院の留学制度」という。）

ア 派遣先

派遣予定者各人が希望する、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ドイツ及びフランスの大学院等のうち、受入れの通知があった大学院等

イ 派遣期間

令和5年7月頃から令和7年6月頃までの2年間（英国及びドイツの場合は、令和5年8月頃から令和7年7月頃までの2年間）

ウ 研究内容

研究員は、2年間の派遣期間中、特定の研究テーマにつき大学院等において研究を行い、修士号を取得するとともに、裁判所等において司法運営の実際の調査及び研究をする。

エ 本選考に合格したのち、人事院の行う選抜審査に合格する必要がある。

3 研究の費用等

渡航のための往復旅費、相当額の滞在費及び授業料等は、最高裁判所から支給される（本留学制度には、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）2条2項に規定する留学に該当するものが含まれる。）。

4 留学帰国後の異動方針等

留学からの帰国後は、従前の異動条件にかかわらず、「最高裁指定庁」の異動条件が付されたものとして扱われる。また、できる限り全ての判事補が2年程度の外部経験をすることが望ましいことから、留学をした場合であっても、別コースの外部経験に積極的に取り組むことが期待される。特に、語学力を必

要とする行政官庁や在外公館等での外部経験が推奨される。

第2 応募資格

1 裁判所の留学制度による派遣

平成25年12月から平成30年12月までの間に司法修習生の修習を終了した判事補（ただし、任官後に海外留学の経験を有する者及び派遣により事務に支障の生ずる者を除く。）

2 人事院の留学制度による派遣

令和元年12月に司法修習生の修習を終了した判事補（ただし、派遣により事務に支障の生ずる者を除く。）

第3 応募方法

応募しようとする者は、別紙様式による応募者調書を令和2年12月28日（月）までに所属庁の長に提出する。

なお、既に受験済みの第4の2の(1)の語学試験の試験結果成績表がある場合は、併せて提出する。

第4 選考方法

1 選考基準

本留学制度の趣旨等に鑑み、語学力を始め、平素の執務状況並びに応募者から提出された研究テーマ及び小論文の内容を選考の資料とした上、海外での生活経験を有しない判事補にできるだけその機会を付与するなどの観点も総合的に考慮して、選考する。

選考は、書面による第1次選考を行い、これに合格した者に対して面接を実施し、留学後の勤務継続意思の確認等を経た上で最終的な合格判定を行うものとする。

2 選考資料の提出

(1) 語学試験の試験結果成績表

応募者は、希望する派遣先（複数選択可）に応じた言語（英語、仏語及び

独語に限る。)について、次の外部機関が実施した語学試験(平成27年3月1日以降に実施されたものに限る。)の試験結果成績表原本を、令和3年6月11日(金)までに所属庁の長に提出する(提出された試験結果成績表原本については、受付事務担当者において写しを作成した後、応募者に返還する。)

なお、応募者調書に試験結果成績表を添付した者は、改めて試験結果成績表を提出する必要はないが、複数の試験結果成績表の提出を妨げるものではない。

おって、英語圏(ミュンヘン知的財産法センターを含む。)への派遣の場合、本選考に合格した後、人事院又は各派遣先に対し、TOEFL又はIELTSの一定点数以上の成績を提出することが必要となることがあるので、語学試験の選択に当たり参考とされたい。

ア 英語

TOEFL

TOEIC

IELTS

イ 独語

ゲーテ・ドイツ語検定試験B1以上

独検(ドイツ語技能検定試験)4級以上

ウ 仏語

仏検(実用フランス語技能検定)3級以上

TEF(パリ商工会議所フランス語能力認定試験)

- (2) 応募者は、小論文(日本語)を提出する(提出期限、テーマ、様式等については応募者に対して別途通知する。)

3 選考結果の通知

第1次選考に合格した者に対し、令和3年9月上旬頃までに、その旨を通知

する予定である。

なお、その後の事情により、若干名の追加合格が通知される場合がある。

4 その他

- (1) 昨年度募集の判事補海外留学研究員の選考に応募した者は、第2記載の応募資格に該当するか否かにかかわらず、今年度の選考の応募者として取り扱う。応募者調書及び選考資料の提出は不要であるが、語学試験の試験結果成績表を追加提出する場合には、2の(1)の期限までに所属庁の長に提出する。
- (2) 人事院の留学制度による派遣に応募し、選考の結果、令和3年に行われる人事院の選抜審査の受験指名を受けた者は、今年度募集の裁判所の留学制度による派遣にも応募したものとして取り扱う。応募者調書及び選考資料の提出は不要である。
- (3) 応募を取りやめる場合は、その旨を速やかに所属庁の長に申し出る。

(別紙様式)

判事補海外留学研究員選考応募者調書

令和2年12月1日 現在

1 氏名 (フリガナ)	2 生年月日	3 性別
()	(歳)	
4 現住所		
5 所属の裁判所及び部	6 主たる担当事務 ① ② ③ ④ ⑤	
7 勤務裁判所歴 平成 年 月 ~ 平成 年 月 平成 年 月 ~ 平成 年 月 平成 年 月 ~ 平成 年 月 平成 年 月 ~ 平成 年 月		
8 学歴 (学校名, 学部, コース, 専攻科, 卒業年月) [履修外国語] ・大学 平成 年 月卒業 ① ② ・大学院 平成 年 月修了 ③ ④		
9 希望派遣国 (複数の場合は希望順位順に記入) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥		
10 語学試験の選択言語 (複数記入可) ※既に受験済の語学試験結果があれば添付 ① ② ③		
11 家族状況 (配偶者の職業) 子の年齢 () (その他)		
12 留学の際の同伴者		
13 資格, 免許, 特技		
14 趣味, し好		
15 外国生活の経験		
16 判事補海外留学研究員選考応募歴		
17 著書, 論文等		
18 既往症の有無		
19 現在の健康状態		
20 応募動機, 研究したいテーマ		